

法律の 現場から

162

送り付け商法に ご用心

弁護士 村上光平

ある日、頼んでもいない商品が届き、業者からお金を請求されたことはありませんか？それ、いわゆる「送り付け商法」かもしれません。悪徳業者が使う昔からの手口ですが、手を変え品を変え、未だに被害が発生しています。

策としてとても大切です。ちなみに、勝手に送り付けられた商品ですが、特定商取引法59条によると14日間保管後は、処分して構いません。身に覚えのない商品が届き、不安を感じたら、まずは身近な人や法律事務所、消費生活センター等に相談しましょう。

届けた業者に問い合わせると、解約金がかかるとか、契約が成立していると言ってお金を請求し、場合によっては怒鳴ったり高圧的な態度で無理やりお金を支払わせようとしています。

お金は支払わない！商品は受け取らない！ということが送り付け商法の対



■名古屋北法律事務所 ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号
チサンマンション池下306

(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

協生療北 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階